

【令和6年度 横浜市予算事業】

市場輸出力強化支援事業補助金の 募集開始について

●事業概要

横浜市中央卸売市場本場及び南部市場の事業者が、新型コロナウイルス等による消費行動の変化や、日本国内の少子高齢化に伴う市場縮小による売上減少に対応し、成長を続ける海外市場への新規販路開拓等を行う場合、その費用の一部を補助します。

●募集方法

横浜市指定書式の交付申請書に、事業計画書等の必要書類を添付の上、提出して頂きます。

●交付申請書提出期限

令和6年12月13日（金）

（注意）期限最終日の午後5時までに提出されたものを期限内提出とします。

期限前でも予算に達した時点で受付終了となります。

●対象者

- （1）本 場：青果部卸売業者・水産物部卸売業者・青果部仲卸業者・水産物部仲卸業者・関連事業者及びその事業者により構成される組合
（ただし、卸売業者が申請する場合は、仲卸業者・関連事業者等とともに一つの事業を行う場合に限り。）
- （2）南部市場：青果棟店舗・水産棟店舗で営業する事業者及びその事業者により構成される組合

●補助率・補助限度額

2分の1 ・ 25万円上限

●補助対象事業

- ・国内外で開催される展示会・商談会への出展（オンラインでの実施も含みます。）
- ・海外企業との商談（オンラインでの実施も含みます。）
- ・海外市場調査（ただし、外部機関を利用する場合に限り。）
- ・多言語対応（カタログ、パンフレットやECサイト等の多言語対応）

●補助対象経費

出展料、会場設備費、海外渡航費、海外宿泊費、印刷物等製作費、通信運搬費、通訳・翻訳費、出品物の輸送通関費 等

※詳しくは、横浜市ホームページ「市場輸出力強化支援事業補助金要綱」をご確認ください。

横浜市トップページ>ビジネス>中小企業支援>中央卸売市場>経営支援
>令和6年度市場輸出力強化支援事業補助金の募集開始について>要綱・様式等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/chuoshijo/keieishien/yushutuhojokinr6.html>

●スケジュール

令和6年 12月13日まで	交付申請書提出
令和7年 3月まで	事業実施
3月31日	報告書及び関係書類提出

- ※注意 1 この補助金は、申請書提出後の契約・発注分が補助金対象です。
したがって、申請書記載の日付より前に契約・発注した経費は対象外となります。
- 2 報告書等の提出が遅れると補助金の支払ができません。期限を守るとともに事業実施スケジュールに余裕をもって着手してください。

●交付申請に必要な書類

- 交付申請書【様式第1号】
- 事業計画書【様式第1-2号】
- 事業収支予算書【様式第1-3号】
- 法人：履歴事項全部証明書（発行3か月以内）
個人：前年分の所得税に係る青色申告書及び消費税に係る申告書全部の写し
- 納税状況を証明する以下の書類（市民税関係）
法人：直近会計年度及び前年度の納税証明書
個人：前年度分及び納期が到来している当該年度分の納税証明書
- 申請にかかる誓約書【様式第1-4号】
- 見積書（必要な場合は理由書）
- 役員等名簿【様式第1-5号】

●留意事項

1. 原則として市内中小企業への発注分が補助金の対象となります。
2. 100万円以上の契約は、市内中小事業者2者以上から見積書を徴収してください。
3. 市内中小企業に発注できない場合は、客観的かつ具体的な理由を記載した書面が必要となります。

問い合わせ先

経営支援課 深谷、大庭、長澤

電話：459-3333 E-mail：ke-kohyo@city.yokohama.jp



輸出に取り組むにあたって、お困りごとがありましたら、お気軽に御相談下さい。